

平成24年度第2回都市計画審議会議事録

日時：平成25年2月1日（金）午後2時

場所：門真市役所別館3階第3会議室

出席者：

（門真市都市計画審議会委員）15名中12名出席

田中会長代理、大谷委員、佐久間委員、中野委員

今田委員、内海委員、木津委員、土山委員、福田委員、深澤委員、上田委員、大田委員

（事務局）9名

都市建設部 中野部長、木邨技監、渡辺管理監、大兼次長

まちづくり課 小野課長、平山課長補佐、金森主任、橋主任、斎藤係員

議題案件：

東部大阪都市計画道路の変更について（議案第2号）

生産緑地地区の指定に関する事務取扱いについて（承認）

事務局	<p>【開会】</p> <ul style="list-style-type: none">・資料確認・門真市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づく本会議成立の報告 <p>議案書の説明をさせていただきます。お手持ちの議案書をご覧ください。</p> <p>表紙をめくっていただき、1枚目が今回の都市計画変更の内容についての一覧表でございます。議案番号2、案件名 東部大阪都市計画道路の変更について（諮問）、決定権者 大阪府でございます。</p> <p>1ページをご覧ください。「東部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）について」門真市長から本審議会長あての諮問書でございます。</p> <p>2ページをご覧ください。計画書でございます。1の表が路線変更の内容となっております。2については路線の廃止についてでありまして、廃止は3路線ございます。この内、1に表記の八島大久保線と2に表記しております金田藤田線及び土居駅高瀬線につきましては、守口市域内の都市計画道路でございます。門真市域内にかかる路線は2の最後に表記しております深野大阪線の1路線</p>
-----	---

のみでございます。この 3・5・209-20 深野大阪線の廃止につきまして、本日ご審議いただく案件となっております。

3 ページをご覧ください。理由書でございます。理由といたしまして「都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、計画の必要性及び事業の実現性を評価した結果、3・5・209-20号深野大阪線を廃止するものであります。

4 ページをご覧ください。新旧対照表でございます。廃止については黄色の文字で表記しております。深野大阪線については、2の表の一番下の欄に記載しております。番号 3・5・209-20、路線名 深野大阪線、位置としましては起点が守口市南寺方北通一丁目地内、終点が門真市桑才新町地内、主な経過地 守口市寺方本通一丁目地内でございます。延長は約 1,780m、構造形式 は地表式、車線の数は 2 車線、幅員が 12m、地表式の区間における鉄道駅等との交差の構造は幹線街路と平面交差 4 箇所 となっております。この深野大阪線について廃止するものでございます。

5 ページをご覧ください。位置図でございます。路線の変更が 1 路線、廃止が 3 路線でございます。廃止は黄色のラインで表示しております。深野大阪線は、守口市域では南部に、門真市域では南西部に位置しております。廃止延長 約 1,780m となっております。

6 ページをご覧ください。計画図でございます。廃止路線は黄色で表示しております。図の東側に大阪中央環状線がございまして、この大阪中央環状線から 西側へ計画決定されておりますのが、深野大阪線となります。廃止延長は約 1,780m となり、路線のほとんどが守口市域内でございます。路線の東側、大阪中央環状線付近の一部区間のみ門真市域となります。

7 ページをご覧ください。東部大阪都市計画道路の変更について、大阪府知事より門真市長あてに、意見照会を求められたものでございます。

議案書の説明は以上でございます。

続きまして、詳細につきましてパワーポイントを使用して、説明させていただきます。

資料につきましては、資料 5 をご覧ください。

それでは、東部大阪都市計画道路の変更について説明させていただきます。

説明内容といたしまして、1. 都市計画道路の概要。2. 「都市計画道路見直しの基本方針」の概要。3. が審議案件であります東部

大阪都市計画道路の変更について 4. スケジュールと進めさせていただきます。

はじめに都市計画道路の概要についてでございます。都市計画道路の目的といたしまして、都市計画道路とは、都市の骨格を形成し、安心して快適な都市生活と機能的な都市活動を確保する重要な公共施設として、都市計画法に基づいて都市計画決定された計画線でございます。

都市計画道路の有する主な機能・役割につきましては、都市におけるネットワークのための交通機能。避難路や延焼防止のための防災空間機能。沿道の土地利用のための沿道サービス機能。都市の骨格を形成し、街区を構成するための市街地形成機能。などがございます。この中でも自動車交通を渋滞から解消させる目的であります交通機能につきましては、都市計画道路の重要な役割となっております。

都市計画決定後どのような制限がかかるかにつきましては、都市計画道路が計画決定されると、計画決定された道路の区域では、将来、事業実施の際に、道路の整備をスムーズに進めるため、堅固な建築物を建てることができなくなります。計画決定された区域に建築物を建てる際には、建築物に対しての制限がかかることとなります。都市計画道路内の建築物に対する制限の具体例でございます。こちらの例は既存する道路を拡幅する形で都市計画区域が定められた場合でございます。この都市計画区域内には地階がなく3階建てまでの主な構造が木造や鉄骨造の建築物は建てること出来ませんが、マンション・ビルなど鉄筋コンクリート造の建築物は建てられなくなります。このような建築物に対する制限が、都市計画決定されてから事業実施までの期間かかることとなります。

続きまして、大阪府の都市計画道路の見直しに関する取り組み状況でございます。大阪府では、平成23年3月に「都市計画道路見直しの基本方針」が策定されました。これは、都市計画決定後、事業着手されていない都市計画道路について、計画の必要性、事業の実現性を再点検するための基本的な考え方を示したものとなります。現在、この方針に基づき、事業未着手の都市計画道路について、各路線の評価を行い、存続・変更・廃止についての検討がおこなわれております。

都市計画道路見直しの基本方針の概要をご説明いたします。都市計画道路の現状でございますが、都市計画道路は高度経済成長期の急激な都市の拡大等に対処するため、昭和30年代から40年代前半

にかけて数多く都市計画決定されております。計画決定後、少しずつは道路整備されてきておりますが、経済状況による財政の制約などにより、都市計画道路の整備のペースは急激に鈍化し、安定・成熟社会となった現在では、未整備の都市計画道路が数多く存在するという結果となっております。

都市計画道路見直しの必要性でございます。長期未着手の都市計画道路の見直しに至った背景には、1. 建築制限の長期化、2. 地域の活性化の阻害などの要因と、3. 社会経済情勢の変化が挙げられます。社会経済情勢の変化の1つとして人口減少が挙げられます。「人口増加、拡大型社会」から「人口減少、成熟型社会」を迎え、大阪府の将来推計人口は平成22年から平成47年にかけて117万人が減少するものと予測されております。

さらに、交通量の減少が挙げられます。平成2年センサスでは、将来交通量は増加していくものとされておりました。その後、平成17年センサスでは将来交通量は減少していくものと下方修正されております。

実際の交通量につきましても平成11年をピークに減少してきております。

さらに、公共投資の制限が挙げられます。厳しい財政状況により公共投資は年々圧縮・抑制されております。大阪府の道路予算は平成7年～平成22年を比較すると約65%減少しております。また、これまで整備してきた都市基盤施設が一斉に更新時期を迎え、維持管理費も増大しております。結果として、新たな都市計画道路の整備は困難になってきており、効果的な整備・維持に関するマネジメントの必要性が求められています。このような社会経済情勢の変化に伴って、計画当初の必要性などの見直しを考える時期に来ており、将来の都市づくりの方向性と整合した都市計画道路のあり方を検証する必要があります。

つづきまして、都市計画道路見直し評価の方法でございます。「都市計画道路見直しの基本方針」に基づきまして事業未着手となっている全ての路線を対象に交通処理機能、交通安全機能、防災機能、市街地形成機能、環境形成機能などの必要性と、30年程度の期間に事業着手可能か、道路構造上問題がないかなどの、事業実施の実現性といった観点から評価いたします。その結果、存続・変更・廃止すべきかを判断していきます。

以上が都市計画道路見直しの基本方針の概要となります。

それでは議案であります東部大阪都市計画道路の変更について説明させていただきます。大阪府では順次都市計画道路の見直し作業を進めており、門真市域内の府決定の都市計画道路につきましても、昨年度の平成24年2月9日に本都市計画審議会にて承認をいただき、平成24年2月20日に都市計画道路枚方八尾線・藤田三ツ島線の廃止、及び古川橋駅桑才線の一部区間を廃止しております。

今回、新たにご審議いただく見直し対象路線は、門真市の南西部に位置する深野大阪線でございます。ほとんどが守口市域内の計画決定路線となっており、門真市域につきましては赤で表示しております延長約65mが、対象区域でございます。

深野大阪線の計画図でございます。深野大阪線につきましては、昭和24年2月21日に計画決定された路線であり、現道の府道深野南寺方大阪線と並行して、守口市南寺方北通一丁目から大阪中央環状線までの区間、計画延長約1,780m・計画代表幅員12mとなっております。門真市の区域は大阪中央環状線付近の一部区間のみで、赤で表示しております。延長約65m、計画幅員15mとなっており、現道の府道深野南寺方大阪線を、拡幅する形で計画区域が定められております。

こちらが現地の写真でございます。大阪中央環状線側から府道深野南寺方大阪線を撮影したのですが、門真市域につきましては、現道の南側、片側のみ歩道整備されております。この先の守口市域につきましては、現道との重複区間に歩道形態がほとんどない現状となっております。

深野大阪線の評価結果でございます。こちらの表が評価の進め方となります。最初に深野大阪線の路線が着手済みかどうかですが、未着手ですのでNOへ進みます。つぎに交通処理機能としての必要性についてでございます。赤で表示しております、府道深野南寺方大阪線、国道163号、馬場菊水線の3路線で東西方向の広域的な交通処理が可能のため、交通処理機能としての必要性が低いと評価しております。交通処理機能について必要性は低いと評価しておりますのでNOへ進みます。市街化区域に位置しておりますのでYESへ進み、交通安全機能・市街地形成機能・防災機能・環境形成機能のうち、交通安全機能につきましては、現道と重複する区間で、現道に歩道が、確保されていない区間がありますので、歩道確保の観点から必要性を有していると判断しYESへ、計画区域には家屋が建ち並んでおり、実現性は低いことからNOへ、交通安全機能・防災機能について再検討した結果、著しくは高くないと判断し、N

	<p>〇へ進み、廃止候補路線となっております。この評価につきまして、本市とも協議した結果、深野大阪線について廃止するものであります。</p> <p>なお、只今ご説明いたしました各項目の評価につきましては、見直しカルテに沿って評価しております。見直しカルテにつきましては、資料5のパワーポイント資料の最後に添付しております。</p> <p>最後に都市計画変更スケジュールでございます。平成24年10月5日と10月6日に地元説明会を開催しております。説明会は守口市で開催しており、門真市域内につきましては、計画道路区域内の地権者が2名おられました。2名の方には文書にて開催案内を送付し、2名中1名の参加がございました。その後は、公聴会を予定しておりましたが、公述申出はありませんでしたので、中止となっております。平成24年12月3日～17日の期間、都市計画案の縦覧を行い、意見書の募集をおこないましたが、意見書の提出についてはありませんでした。本日、門真市都市計画審議会、また守口市においても本日、都市計画審議会を開催しております。平成25年2月8日に大阪府都市計画審議会の開催を予定しており、審議を行った結果になりますが、同年3月、今年度中に告示を行う予定でございます。</p> <p>以上で都市計画道路の変更について説明を終わらせていただきます。</p>
会長代理	<p>ありがとうございました。説明は、終わりましたのでこれより審議に入ります。ご意見のある方宜しくお願いいたします。</p>
委 員	<p>都市計画道路深野大阪線の門真市域と、さらに西側の守口市域にも行きましたが、説明にあったように歩道が整備されてなく危険だと感じました。門真市域についてはクリーンセンターがセットバックしており、歩道が整備されていますが、最後に説明で、安全性が著しく高くないという判断で廃止候補となっていることについて、守口市域で本当にそうかと疑問であります。門真市域では一定歩道が確保されているので、門真市としては著しく高くないということだと思いますが、ただ、今回の議案は守口市域から大阪中央環状線までですが、道路を超えて東側は、ご承知の方も多いと思いますが、歩道の整備がされていないです。第二京阪道路から西側の一部については整備されておりますが、今回の関連で、次に門真市域につい</p>

事務局	<p>て同じように見直しがされるとしたら、この都市計画審議会で見意見を言わなければならないと思っています。直接の議案ではないのですが、門真市側の府道深野南寺方大阪線について、廃止を含め検討されているのかどうかをお聞きしたいと思います。</p> <p>大阪中央環状線から東側は都市計画道路桑才深野線になるのですが、その見直しにつきましては、今年の7月の都市計画審議会に向け、大阪府と協議中でございます。門真市の考えといたしまして当該路線は交通量が多いことや、歩道整備についても一定区間はされているものの大半は整備されていない状況ですので、整備の必要性はあるものと考えております。この路線ですでに歩道整備されている区間は都市計画事業ではなく、交通安全事業で整備されていると聞いておりますので、引き続き未整備区間についても整備されるよう、府に対して要望していきたいと考えております。</p>
委員	<p>門真市として歩道整備は必要と認識していると思いますが、ただ先ほどの説明にあったように、この都市計画決定が外れると、建築制限が外れ、マンションなどの建物が建つ可能性があります。都市計画事業以外の事業での整備では建築制限がかからないということになりますので、整備を行う姿勢があれば都市計画決定は外しにくいという考えもあると思います。その点についてはどのように考えておられますか。</p>
事務局	<p>存続・変更・廃止については、現在、大阪府と協議中ですので、本日の都市計画審議会が出た意見も踏まえまして協議を行ってまいりたいと思います。</p>
委員	<p>大阪中央環状線の東側も自転車で通ったのですが大型トラックが多くかなり危険な道だと思います。今回の案件については廃止も1つの考えだと思いますけど、東側については大阪府と協議中ということですが、廃止されるのであれば歩道が確保される担保をとっていただきたい。また、担保が難しいのであれば、しっかりと問題提議をしていただくよう要望しておきたいと思います。</p>
会長代理	<p>他に、意見はありませんか。意見がないようですので、審議を終了します。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p>

<p>一 同</p>	<p>議案第 2 号「東部大阪都市計画道路（大阪府決定）の変更について」は、原案のとおり承認することについて、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">「異議なし」</p>
<p>会長代理</p>	<p>異議なしと認め、議案第 2 号「東部大阪都市計画道路（大阪府決定）の変更について」は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、その他案件の「東部大阪都市計画生産緑地地区の追加指定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします</p> <p>それでは、「生産緑地地区の追加指定に関する事務取扱い」について、ご説明させていただきます。</p> <p>まず、前回の都市計画審議会に係る内容についてでございます。</p> <p>生産緑地地区とは、市街化区域内にある農地が持っている緑地機能に着目し、公害又は災害の防止、農業と調和した都市環境の保全などに役立つ農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る都市計画の制度でございますが、平成 4 年度から、本市においても順次生産緑地地区の指定を行い、平成 5 年には 84 地区 20.15ha について指定を行っております。その後、農家の意向にもとづく指定については、国・大阪府の方針にもとづき、「平成 4 年に指定希望の申し出をしており、地主と小作人の賃貸借契約が、公的機関のもとで調整のため同意の確認がとれず、平成 4 年中に手続きが出来なかったもののみ」を指定対象としておりました。</p> <p>しかし、社会情勢の変化や大阪府策定の諸計画において、計画的に保全すべき対象として生産緑地地区を緑地の一つとして位置付けていること等により、昨年度に大阪府より生産緑地地区の追加指定を促進する旨の通知がございました。</p> <p>それに伴い本市においても前回の都市計画審議会において、お手元資料最後に添付しております「生産緑地地区追加指定の指定に関する事務取扱い（案）」の 1、基本的な考え方として取りまとめ、最終段落に、「生産緑地法及び関係法令に規定される要件、条件にもとづきかつ、都市計画上生産緑地地区の指定が必要と判断され、区域が地形、地物等により明確である場合、追加指定を行う」とし、</p>

追加指定を行っていくことについてご承認いただきました。

次に、前回の都市計画審議会の折、いただきましたご意見についてでございます。

前回は生産緑地地区の廃止案件についてもご審議いただきましたが、その折のご意見であります「買取り申出時、門真市以外に幹旋先を拡大し、営農者を確保してはどうか。」というご意見でございますが、A. まず、他市の方、他市の農業法人へ幹旋を行うことが法的に可能かを確認いたしましたところ、問題が無いとのことであります。その為、市外の方、市外の農業法人へも幹旋を周知する為に、本市 HP へ幹旋に係る情報を掲載して参ります。

次に2点目、追加指定に係る「30年間の営農実態を確認するような手続きは」というご意見でございますが、A. 営農に関する計画書の提出により、30年の営農を担保することについて、農政を担当しております産業振興課と協議を行いましたが、長期に渡り営農を担保するには現実的ではなく、実施は難しいと判断いたしました。ですので、農地として適切に管理されているものについて追加指定を行い、指定後の営農については、農業に専門的な知識を要する農業委員会とパトロールを行い、営農状況を確認して参ります。

次に今回ご意見をお伺いします追加指定の詳細な要件についてでございます。その内容についてはお手元資料の最終ページにまとめてございます。

指定要件については生産緑地法第3条を基本としますが、詳細については以下のうち一つでも当てはまることを条件にしております。

- ①当該地区周辺の市街地における防災空間としての機能が認められるもの
- ②市街地内の貴重な緑地・オープンスペースとして、当該地区周辺の住環境の保全が期待されるもの
- ③都市計画施設の区域に存する農地を保存することにより、事業実施の円滑化が図られるもの
- ④既に指定の生産緑地地区に隣接するもので、区域拡大につながる場合その他、都市計画、個別法に関連し、都市計画決定権者の判断において指定を行うことができる。 としております。

①②については生産緑地地区が本来持っている機能について言及したものでございます。生産緑地地区を指定していくことで、保水機能も含まれておりますが防災機能及び住環境が向上されるものと考え、都市計画上積極的に評価し、指定を進める為に要件にし

ております。

次に指定を行わないものについてでございます。これらに当てはまる場合、先ほどご説明申しあげました追加指定要件に合致しても指定を行わないものとしております。

①生産緑地法第 14 条により行為制限が解除されたもの

②農地法第 4 条又は 5 条の農地転用届出がなされているもの

ただし、逆転用を行い農地として認められるものについてはこの限りではない（生産緑地法第 8 条により許容されている施設に転用されているものを除く）

③都市計画法第 59 条の認可又は承認があった事業の事業地

④高度利用地区等 土地の有効・高度利用を図ろうとしている区域にあるもの

⑤公共施設等の敷地の用に供する土地として適さないもの

①につきましては、既に取り出しにより、本市が買取らない判断を行った上、行為の制限解除に至っている場合がございます。本市が買取らない判断を既に行ったことで、当該地を再度法第 3 条の指定要件にございます、公共施設等の敷地の用に供する土地としてみなすことはできないという理由によるものです。

②につきましては、宅地とする為に、農地転用を行った土地については現況にかかわらず、農地としてみなすことは出来ません。ですが、宅地から農地へ逆に転用を行い、農業委員会から農地として認められた土地に関しては、再度指定を希望する理由等、慎重に審査を行いたいと思います。

③につきましては事業認可、事業に係る承認があった場合については、当該事業の開始が間近な状況でございますので、追加指定を行いません。

④につきましては土地利用を促進すべき地域には指定を行いません。当該地区に指定されている用途等により判断いたします。

⑤につきましては、具体的には極端に不整形な土地、接道の有無等が考えられます。接道が無い農地いわゆる袋地についてでございますが、他所有者の土地を通行しなければ接道しない場合、長期に渡り営農を継続していただく為、幅員 2m 以上の確保を原則としております。2m というのは里道等を含んでも良いのですが、農地の適正管理に必要な農機具等の搬入に必要と考える幅員でございます。生産緑地地区は生産緑地法及びその他関係法令を遵守し、都市計画の観点から指定を行うものでございます。よって、案件については他課への意見照会も含め、十分に審査を行った上手続きを進め

	<p>て参り、最終的には都市計画審議案件として皆様にお諮りいたします。</p> <p>最後に追加指定に係るスケジュールについてでございます。</p> <p>前回の都市計画審議会においてご説明いたしましたが、当該案件について、年度当初に追加指定に係る広報を行い、事前相談、事前審査を経て、都市計画手続きを行い、最終的に都市計画審議会の場をもちまして皆様へお諮りする、1年間を通じたスケジュールで取扱を行うとしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
会長代理	<p>説明はおわりました。何か意見はありませんか。</p>
委員	<p>生産緑地地区指定を行わないものの説明で、行為制限が解除されたものについては、かつて買い取り申出の際に公共施設等の敷地の用に供する土地として適さないものと判断されたからということですが、当時そういう判断がされたということで、現時点において同じ様な判断がされるかはわからないと思うのですが、その当時の判断だけによって追加指定を行わないものと決めて良いものかどうか、考えがあればお聞かせ下さい。</p>
事務局	<p>追加指定の取扱いにつきましては、大阪府にも確認いたしましたが、買い取り申出が出され、市が一度買い取らない判断をしたものに関しては公共施設等として適切ではないという考え方でありますので、市も同じように取り扱いをしております。</p>
委員	<p>先ほどの説明でもあったように防災空間としても位置付けがあるので、可能な限り追加指定がされやすい環境というのがあるべきだと思います。今回の取扱いが永久的なものではないと思いますので、そういったことも念頭においてほしいと思います。</p>
委員	<p>今日の審議の対象は具体的にどの部分になりますか。</p> <p>前回の審議会でも申し上げた営農実態の確認についてパトロールをしていただけるとの回答はあったのですが、農政側か都市計画側かどちらが行くのですか。また、その実態を確認することは本日の要件に入っているのかどうか。</p> <p>スケジュールに関して、農家の方へのアナウンスの方法や、5～7月で確実に募集の情報がとどくのかどうか心配に思うところで</p>

事務局	<p>もありますので、考えてられていることや、準備されていることがあればお聞かせ下さい。</p> <p>今回の審議対象は資料6の最後に添付しております、「生産緑地地区の指定に関する事務取扱い（案）」でございます。</p> <p>パトロールにつきましては、市に農業委員会事務局がございますので、農業委員会事務局と都市計画側と一緒にまいります。</p> <p>アナウンスにつきましては、広報紙・ホームページに掲載を行います。また、この件については、事前に農業委員会に意見照会させていただいており、意見として、広報紙等ではわかりにくいということがありましたので、JAからチラシを配布していただくことなどを考えております。JAのほうに4月の中旬にチラシを配布していただけるように、現在、農業委員会事務局のある産業振興課と調整をしているところでございます。</p>
委員	<p>営農の実態の確認については2.地区指定の要件【2】詳細な条件のなか含まれているのですか、それとも基準には書かないけど確認されるということですか。</p>
事務局	<p>営農の実態としては指定時には営農がされているかを現地確認いたします。また申請時に生産緑地法についても説明し、指定後の営農について適切に行っていただくように指導していきます。</p>
会長代理	<p>先程、説明のあった第一回都市計画審議会の意見に対する回答のとおりということですね。</p> <p>他にご意見ございませんか。</p>
委員	<p>生産緑地指定の条件として期間ということはあったのですか。指定の要件の中の農地の考え方について、田や果樹などの面積についての要件をお聞かせください。また、例えば宅地の一部を農地にして生産緑地指定を受けた場合、固定資産税が安くなるので税金対策として利用されないのでしょうか。</p>
事務局	<p>生産緑地法では指定要件の面積は500㎡以上で、生産緑地指定する農地としては、基本はすべてが農地でないと指定できません。許可を受け、建てられる建物はあるのですが、農地を営むのに必要な施設のみで、農機具を置く小屋等なら良いのですが、家などを建て</p>

<p>会長代理</p> <p>一 同</p>	<p>ることは出来なくなっております。</p> <p>追加指定は難しい問題かと思えます。先ほどの時期的な問題でも、一度解除し、もう一度農地に戻した場合に、どれくらいの期間が良いのかというところもあり、一度解除した箇所は再指定しないことになっていると思いますが、その辺も含めてこれからの運用には課題が多くあるかと思えます。事務局には宜しくお願ひしたいと思えます。</p> <p>他に意見はありませんか、意見がないようですので、審議を終了します。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>その他案件の「東部大阪都市計画生産緑地地区の追加指定について」は、原案のとおり承認してよろしいか。</p> <p style="text-align: center;">「異議なし」</p>
<p>会長代理</p> <p>事務局</p>	<p>異議なしと認め、その他案件「東部大阪都市計画生産緑地地区の追加指定について」は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>以上で審議はすべて終わりました。議事の運営にご協力を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。</p> <p>それでは、進行を事務局にお返しします。</p> <p>田中会長代理、ありがとうございました。</p> <p>おかげさまで、本日の議案につきまして、原案どおりで承認いただきました事をお礼申し上げます。</p> <p>これで、平成24年度第2回都市計画審議会を終了いたします。</p>